

# まちのコンセプト・ブランディング戦略構築事業委託仕様書

## 1. 事業名

まちのコンセプト・ブランディング戦略構築事業委託

## 2. 履行場所

知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50 地内

## 3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年3月24日まで

## 4. 事業の目的

本事業では、地域における固有の価値を可視化し、地場産業、行政や地域の仕組みそのものについて、町民をはじめ町職員、地場産業や事業活動を行う担い手等地域に関わる様々な関係者（以下「ステークホルダー」という。）の参加やデザインの視点※で長期的な魅力・独自性を高めるプロセスで「阿久比らしさ」を育み、『まちのコンセプト・ブランディング戦略』を構築することを目的とする。

人口減少社会においても豊かな暮らしを次世代へつなぐため、町外から人や活力を呼び込み、町民が誇りを持てる「阿久比町」としてのブランド価値を確立する。ステークホルダーの声を広く取り入れながら、これまで個別に行ってきた魅力発信を「横串」で束ね、町の魅力や新たな価値創造に繋がる構想を発信するための『まちのコンセプト・ブランディング戦略』を構築する。ロゴやステートメントを単なるデザインではなく長期間機能する「資産」として定義し運用を行うことで既存施策の発信力を最大化させ、本町の認知度向上等を実現する。

### ※デザイン視点の導入

単なるアイデア出しのツールではなく、「何のために、何を解決するのか」という本質的な問いを繰り返すことで相手が求めていることや、本当に望んでいることを紐解いて具体化する手法である。行政分野においては、「住民への共感」から始め、より良い施策やサービスを生み出す方法論として活用されている。本事業では、受託者からの改善提案を得るだけでなく、ステークホルダーと受託者によるアイデア出しや伴走支援を受けることで、ノウハウを蓄積し自ら実践できる状態になること。

『あぐいらしさ』を形づくるものが何なのか」その軸となる部分をデザインの視点を踏まえ未来志向で整理することで、まちの魅力を伝えるための企画や情報発信等、地域の大小様々な取り組みに一貫性が生まれ、町としての一体感、訴求力の向上が期待できる。また、これらのステップを通じて、町に関わる人々が「自分たちの手でまちを面白くできる」という実感を持ち、クリエイティブな挑戦が生まれる土壌を醸成する。

<本事業により期待する効果>

- ・既存の資源を再発見し、新たな価値を付加（再設計とリブランディング）。地域の独自性を明確にし、魅力や新たな価値創造に繋がる構想を効果的に伝えるための『まちのコンセプト・ブランディング戦略』を構築
- ・情報発信・広報、プロモーション力の強化
- ・地域の特産品や仕組みをブランディングし高付加価値化
- ・地域の課題解決や新たな価値創造に繋がる事業を構想・実行
- ・本事業に関わったステークホルダーが共感をもって連携しプロジェクトを始動させ、令和10年度以降も独自に『まちのコンセプト・ブランディング戦略』に沿った事業を企画・実施・情報発信
- ・関係人口・交流人口や町内での起業・創業（ローカルスタートアップ）の創出
- ・若者や女性に選ばれるまち（若年層の流出抑制）

※本町では、上記目標として「阿久比町地方創生総合戦略（令和8年3月）」において、各KPIを設定しているため参照のこと。（阿久比町ホームページで公開）

## 5. 基本的な考え方

### （1）業務範囲

本事業は、ステークホルダーの声を広く取り入れながら、ブランディングの根幹となる戦略策定、ノウハウ移転を通じた組織能力の向上、共通資産とするブランディングツールの整備である。専門家の知見を活用し、本町の現状課題や将来像を的確に整理したうえで、月1回程度の定例協議等を実施し一体となって事業を推進する。町民をはじめ町職員、地場産業や事業活動を行う担い手等地域に関わる様々な関係者の声を把握することを通じて、ブランディングの中核となる理念・戦略を構築し、まちのコンセプト・ブランディング戦略を構築（ブック制作）する。その中において、町の方向性や価値を象徴するマスターロゴ及びタグライン等を新規に開発し、分野ごとに分散していた情報発信を「阿久比ブランド（仮）」として統合する。さらに、町の価値や未来像を

簡潔かつ共感性の高いブランドステートメントとして言語化するとともに、令和10年度に迎える町制施行75周年といった節目を効果的に表現するキービジュアルを制作する。これらのブランド資産については、ロゴ・色・書体等の使用ルールを体系化したブランドガイドラインを整備し、継続的かつ一貫した活用を可能とすることで、本格的なプロモーション展開に向けた基盤とする。

## (2) 体制

受託者は、ステークホルダーと一体となって本事業を推進し、ブランディングのノウハウを移転することで組織力の向上を図るものとする。本事業の実施に当たり、履行期間を通して、知識及び豊かな経験を持つ次の専門家（専門性を有する担当者）を選任・配置すること。経歴及び本事業における役割を提示すること。

- ・クリエイティブディレクター 1名
- ・ファシリテーター 1名

## 6. 事業の内容

下記項目について、町と協議のうえ実施するものとする。

(1) ステークホルダーと一体になった事業の推進とノウハウ移転を通じた組織能力の向上について

- ・現状の町の課題等について現状分析及び課題抽出
- ・ブランドコンセプトの策定
- ・ターゲット設定とコミュニケーション戦略の立案方法
- ・ステークホルダーを対象としたワークショップ等企画・運営 8回以上
- ・本事業の推進のための月1回以上の定例協議

※定例協議は原則現地開催（2時間以上）

・ステークホルダーに対し、ヒアリング、インタビューその他適切な手法により意見・課題認識・将来展望等を把握し、戦略策定に反映させること。

※ヒアリングの相手方及び回数、実施手法については協議の上、決定する。

※受託事業者が行う当該ヒアリング等は、原則として月1回以上実施する定例協議の実施回数に含むものとする。

(2) 『まちのコンセプト・ブランディング戦略』構築（ブック制作）について

- ・上記(1)を通じて阿久比の強みや独自性を整理し、ブランドコンセプト、ターゲッ

ト、発信戦略、ブランド資産の活用方針等を体系化した『まちのコンセプト・ブランディング戦略』を構築し、まちのコンセプト・ブランディングブックを制作すること。

<まちのコンセプト・ブランディングブック制作（提案・必須）>

- ・企画、デザイン、レイアウト、イラスト、グラフ、図の作成、写真の提供、原稿、編集、校正、校閲、納品等ブック作成に必要な全ての作業を実施すること。
- ・デザインについては、ユニバーサルデザインに配慮したデザインにすること。
- ・写真については、受注者において用意したものを使用すること。
- ・校正校閲費、校正出力費は全て受注者が負担すること。3回以上校正を実施すること。

※棚卸しと対話等を通じた考察をもとに、まちのビジョンをコンセプト・ブランディングブックにまとめる過程では、デザインの視点による可視化により、「当たり前」を言語化し、ロゴやストーリーとして統一的に表現するだけでなく、若い世代を中心としたワークショップなどを通じて、地域の地場産業者や若者が主体的に動きやすくなるような制度設計について協議しながら、官民連携で持続可能な仕組みづくりを目指す。

また、この過程はSNSなどで積極的に発信し、共感の輪を広げ、新たな参加者を呼び込むこと。

(3) ブランディングツールの整備について

・上記(2)ブックの中には、次の物を掲載することを検討すること。(提案・(a)は必須。それ以外の提案は任意。)

(a) マスターロゴ・タグライン開発

- ・町の理念や方向性を的確に表現したマスターロゴ・町を端的に表現するタグラインの開発
- ・庁内外の多様な媒体で長期的に活用可能な汎用性と象徴性を備えたデザイン

(b) ブランドステートメント構築

- ・町の価値や未来像を簡潔かつ共感性の高い言葉で表現
- ・職員・町民が共有し行動につなげられる内容

(c) キービジュアル開発

- ・モノ・バショ・ヒト等の地域資源を効果的に表現
- ・町制施行75周年を含む節目を表現した展開
- ・各種媒体へ展開しやすい統一感のあるビジュアルシステム
- ・Webサイト、印刷物、動画等への応用を考慮したデザイン展開

(d)ブランディングツールガイドライン作成

- ・ロゴの使用ルール(基本形、禁止事項、最小サイズ等)
- ・庁内外で一貫した運用を可能とする分かりやすい体系化

7. 委託料 (事業費の上限額)

金7, 535, 000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

年度限度額

令和8年度: 金2, 508, 000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

内訳

業務内容	数量	単価	金額 (円)
全体企画調整費	1 式		
ワークショップ等企画運営費	1 式		
報告会企画運営費	1 式		
報告書作成費	1 式		
諸経費	1 式		
	小計		
	消費税 (10%)		
	合計		

年度限度額

令和9年度: 金5, 027, 000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

内訳

業務内容	数量	単価	金額 (円)
全体企画調整費	1 式		
コンセプトブック編集等作業費	1 式		
コンセプトブック制作進行管理費	1 式		
デザイン費	1 式		
印刷費	1 式		
広報・プロモーション費	1 式		
諸経費	1 式		
	小計		
	消費税 (10%)		
	合計		

(参考) 令和10年度以降の目指す展開

(本プロポーザルでは審査対象外だが、本事業の企画提案書を作成するうえで参考とすること。)

○『まちのコンセプト・ブランディング戦略(ブック)』に沿ったプロジェクトの始動、事業の企画・実施

・一過性のイベントやポスター制作で終わらせず、長期的な視点で地域の独自性を向上させていくアプローチで、まちの活性化(駅前活性化、公共施設・空き家等を活用した活性化)・地場産業の活性化(ブランディング戦略に沿った新たな特産品・認定品の開発等)を目指し、地域に関わる様々なステークホルダーと連携し、新たな事業推進主体(プロジェクト(自走可能なもの))の始動・事業を企画・実施する。

・本事業を通じて育った若い世代の中から、自立的に活動を牽引していくリーダー(地場産業事業者、団体、個人など)を発掘・育成する。

## 8. 成果物(納品)

令和8年度

- ・中間報告書(内部向け) 印刷物1部及び同内容の電子データ
- ・中間報告会(内部向け) 1回
- ・ステークホルダー ワークショップ、インタビュー、ヒアリング等実施報告書  
※詳細は、本町と協議したうえで決定する。

令和9年度

- ・まちのコンセプト・ブランディングブック 15,000部及び同内容の電子データ  
<仕様・規格等>
  - ・サイズ: A4判(中綴じ)
  - ・ページ数: 24ページ程度(表紙・裏表紙含む。)
  - ・全ページフルカラー
  - ・発行時期: 令和10年3月(全戸配布予定)
  - ・納入場所は、町長が指定する場所とする。
- ・(提案事項とした) マスターロゴデータ・タグライン、ブランドステートメント、キービジュアルデータ、ブランドガイドライン 印刷物1部及び同内容の電子データ  
※上記の電子データは、Adobe Illustrator、Microsoft Office Word、Excel 形式及び PDF 形式とする。

※詳細は、本町と協議したうえで決定する。

## <著作権及び使用权>

- ・本事業において作成された成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む。)は、阿久比町に帰属するものとする。
- ・受託者は、成果物について著作権人格権を行使しないものとする。
- ・受託者は、成果物を自己の実績として公表する場合、事前に町の承諾を得るものとする。

## 8. 契約代金の支払い時期及び方法

契約金額の支払い方法は、業務終了後一括払いとする。完了届を受理した日から10日以内に検査をし、当該検査後、適法の支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

## 9. その他

- (1) 委託業務の履行にあたっては、管理責任者1名、専門家(専門性を有する担当者)クリエイティブディレクター1名、ファシリテーター1名を配置すること。
- (2) 委託業務の履行にあたっては、企画広報課の担当職員と十分な連携及び協議を図り、その指示に従うこと。
- (3) 業務を円滑に行うため、打ち合わせ、業務に関する情報提供等、受注者は町への協力を惜しまないものとする。なお、打ち合わせ等に関する交通費は、全て本契約に含まれるものとする。
- (4) 成果物に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受注者の責任において無償で訂正、補償等を行うものとする。
- (5) 本業務により生じた第三者との争いについては、受注者が責任をもって解決し、発注者へ報告をすることとする。
- (6) 受注者が業務を遂行するにあたり、必要となるすべての経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。
- (7) その他、仕様書に定めのない事項が生じた場合は、速やかに企画広報課の担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (8) 受注者は、阿久比町契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

## 10. 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 関係法令の遵守

委託業務の遂行について関連する法令等がある場合は、当該法令等を遵守すること。

### (2) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受注者が一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、町と協議の上、業務の一部を委託することができる。

### (3) 個人情報保護

受注者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及びこの法律の施行のために阿久比町が定める条例等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。また、委託業務終了後も同様とする。

### (4) 守秘義務

受注者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### (5) 業務の継続が困難となった場合の措置について

町と受注者との契約期間中において、受注者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

#### (ア) 受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、町は契約の解除ができる。この場合、町に生じた損害は、受注者が賠償するものとする。

#### (イ) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、町及び受注者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

### (6) 受注者の責務について

受注者は、円滑に業務が行えるよう十分な体制をとること。また、業務遂行に伴って関係機関等との間で生じたトラブル等については、受注者が責任をもって対応すること。

### (7) 暴力団等による不当介入への対応について

(ア) 受注者は、契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、町長及び半田警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は、入札参加資格停止の措置を行うことがある。

(イ) 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書等に基づき協議を行うものとする。